

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	3. コミュニティ育成事業費		
項	1. 総務管理費	細事業名	2. 地域コミュニティ組織形成促進事業費		
目	14. 地域振興費	担当課・係	市民活動推進課	(執行課: 市民活動推進課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	8,040	要 求									8,040
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 市民協働によるまちづくり / 地域コミュニティにおける広域的な自治活動を推進する組織の						
	〔自治的地域コミュニティ組織形成促進に関する業務〕	施策体系コード	06-02-01-40-10			事業番号	61-1		
	原則として小学校区を単位とし、その区域内で活動する町内会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者、その他市民団体等で組織する地域コミュニティ組織(地域まちづくり協議会)の形成について、情報の提供やコーディネート等を行います。組織された地域まちづくり協議会が行う活動に対して事業費の補助などの支援を行います。	総事業費	60,700千円			事業期間	平成18年度～平成22年度		
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
			1,320	6,060	11,200	17,440	24,680		

(事業実施に関する根拠法令)
 佐倉市市民協働の推進に関する条例
 佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市民協働を推進する一環として、地域コミュニティ施策の充実を図るため、地域の自治会・町内会を中核に、市民公益活動団体等で組織する地域まちづくり協議会の結成を、各小学校区単位で進める。想定する支援策としては、組織立ち上げに伴い規約等基本的事項の整備を図るための準備委員会に係る経費及び結成後の協議会運営を適正・円滑に進めるための外部アドバイザーの派遣や協議会事業に対する助成経費など。	(事業の目的) 市民協働の推進に関する条例第10条に規定する地域まちづくり協議会(公共の利益に資する活動を地域が自主的に展開するための自治会・町内会その他地域で活動する団体による協議組織を小学校区単位に設置しようとするもの)の設置を進める。	(事業の効果) ・地域まちづくり協議会の設置を進めることにより、地域自身が当該地域の活性化や地域課題への対応を民主的に地域住民の理解と協力を得ながら進めるための基盤整備を各地域(小学校区ごと)において、進めることができる。 ・地域における自治的なコミュニティ活動を推進することができる。
(事業実施上の問題点) 地域まちづくり協議会については、その意義や目的について、全ての地域で十分な理解が得られているとはいえず、地域に対しては、引き続き、制度説明に努めていく必要がある。また、地域で活動する各種団体については、情報の共有と相互理解を進める必要がある。	(前年度からの見直し点) 地域まちづくり協議会未設置の地域における各種団体に対して、引き続き、地域まちづくり協議会の意義や目的の説明に努め、市内の各地域において、その設置が推進されるよう支援する。	(見積についての特記事項) まちづくり協議会既存3団体、新規5団体を見込み積算する。